

議案第18号

調布市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月28日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

雇用保険法の一部改正を踏まえ、失業者の退職手当の支給要件を改めるとともに支給期間の特例の適用期間を延長するほか、所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

調布市職員の退職手当に関する条例（昭和30年調布市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則第4条中「令和7年」を「令和9年」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項の改正規定並びに附則第3項の規定は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の調布市職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第11項（第4号に係る部分に限り、同条

第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(調布市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員のうち退職したものをいう。以下同じ。)であって施行日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

3 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例(附則第1項ただし書に規定する規定に限る。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪についてされた起訴は、改正後の条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項並びに第17条第3項及び第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。